

くらしのかわら版

第54号

平成31年2月発行



第54号の内容

- ▼ 成年年齢引下げでどう変わる？～若者の消費者トラブル～
- ▼ 電話で勧誘される電気の切替えの契約は慎重に！
- ▼ 消費生活講座のお知らせ

成年年齢引下げでどう変わる？ ～若者の消費者トラブル～

民法改正により2022年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。現在未成年の方が、新成人となる日は生年月日により、次のようになります。

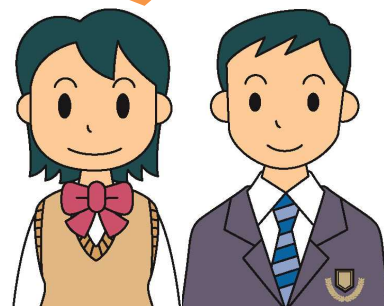
生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

では、成年になると、未成年の時と何が変わるのでしょか。

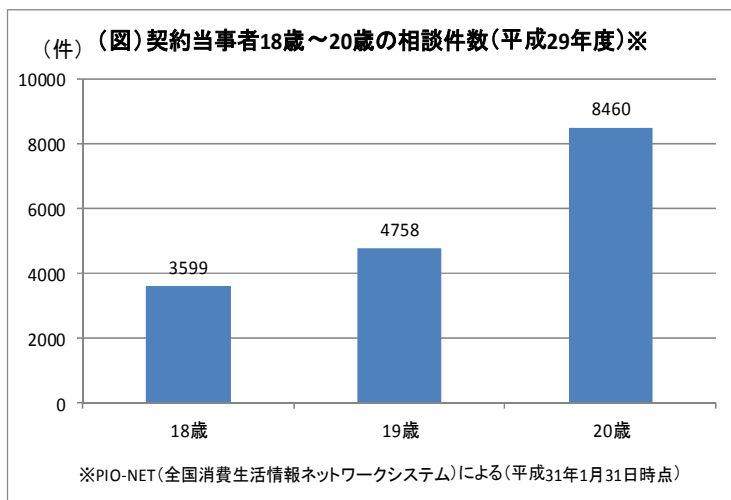
未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若者は、親の同意がなくても1人で高額な商品を購入することができることになる反面、未成年者であることを理由に契約の取り消しができなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身となります。

18歳から大人に！



(消費者庁イラスト集より)



全国の消費生活相談窓口に寄せられた若者の相談状況は、平成29年度では18歳は3,599件、19歳は4,758件ですが、20歳になると8,460件と19歳と比較すると約1.8倍となっています(左図)。滋賀県内でも約1.6倍となっています。

未成年者取消権を失う20歳を過ぎると、未成年者では見られなかったエステやマルチ商法、ローンに係る相談等が上位に上がっており、成

年年齢引き下げによって消費者被害が18歳や19歳にも広がることが予想されます。

クレジットカードを作ったり、ローンを組んだりすることも可能となりますが、使い方を誤ると多重債務につながる事もあります。

県内消費生活相談窓口に寄せられた若者の相談事例は次のとおりです。

- ① キャッチセールスでモデルにならないかと誘われ、エステを受けた後化粧品を契約。20歳の誕生日にならないとクレジットカードが作れないのでその間申請用紙を預かると言われた。家族に反対されたので解約したい(19歳学生)
- ② 友人に誘われ海外のオンラインカジノの紹介をすると紹介料をもらえるというネットワークビジネスを始めたが解約したい(20歳会社員)
- ③ 中学の同級生に誘われ40万円消費者金融から借りてFXのコンサルティング契約をしたが、クーリング・オフしたい(21歳学生)

契約には様々なルールがありますが、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い撃ちする悪質な業者もいます。また、最近ではSNSなどを利用した顔が見えない相手との取引で被害が増えており、被害回復が困難な場合も少なくありません。

消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上でその契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要となります。

滋賀県消費生活センターでは、契約に関する知識や被害の未然防止、被害に遭った場合の対処方法等についてわかりやすくお伝えする出前講座を実施しています。また、ホームページでも消費生活に関する情報を発信していますので、ぜひご活用ください。

また、トラブルにあった場合は、ためらわず消費生活センターにご相談ください。



知って納得！ 消費生活相談事例

電話で勧誘される電気の切替えの契約には慎重に！

【事例】契約していた大手電力会社を名乗るところから電話があり、「安い電気のプランが始まる」「工事は必要なく今までどおり使用できる。検針票を用意して契約番号を教えてください」と言われたため、契約番号等を伝えた。その後折り返し電話があり、「書類を送る」などと言われた。不安に思って契約していた大手電力会社に確認したところ、「契約番号を聞くような電話はしていない」と言われた。後日書類が届き、見知らぬ電力会社と契約したことになっていた。契約するつもりはなく解約したい。



(消費者庁イラスト集より)

平成 28 年 4 月から電力の小売り全面自由化が始まり、2 年 10 か月が経ちました。

全国の消費生活センターには、契約したつもりがないのに電力会社が切り替わっていた等、電話勧誘をきっかけとした電気の切替えに関するトラブルの相談が多く寄せられています。大手電力会社やその関連会社を名乗るなど、事業者名を明確に伝えず、電話にて電気の契約切替えの勧誘をするケースがみられます。また、検針票に記載されている契約番号などの情報を聞き出し、消費者の意に反して電気の契約の切替え手続をされた悪質なケースもあります。

電気の契約切替えについて電話で勧誘されたらどうすればいいの？

- 事業者名を確認するとともに、**切替えを検討する意思がなければきっぱり断りましょう**。迷うようであれば対面や書面での説明を求めるなど、納得した上で話を進めるようにしましょう。
- 電気の契約切替えの意思がなければ検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- 契約してしまっても、**電話勧誘の場合は、契約書面を受け取ってから 8 日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます**。
- 契約先を切り替える際は、**料金だけでなく契約期間や契約解除などの条件を書面でもよく確認し、納得して契約する**ようにしましょう。



☆☆モバイルバッテリーなどの製品事故が多発しています☆☆

モバイルバッテリーやスマホ、ノートパソコンのバッテリーなど、身の周りにはリチウムイオンバッテリーを搭載した製品が多くありますが、**発煙や発火等の事故が多発しています**。

特に、リコール製品での事故が多く発生しているため、**まずはリコール情報を確認し、リコール対象製品の場合は不具合が生じていなくても使用を中止してください**。

リチウムイオンバッテリーは外部からの衝撃が加わると内部でショートが生じ、発煙や発火につながる可能性があるため、取扱いには注意しましょう。中には、ペットがかみついて発火した事例もあります。また、就寝中は、事故に気付きにくいいため、ふとんなどの可燃物がある場所では充電しないようにしましょう。

リコール情報検索サイト【(独)製品評価技術基盤機構(NITE)ホームページより】

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

●消費生活講座のお知らせ●

日時	テーマ	場所
平成 31 年 3 月 14 日(木) 13:30～16:15	消費者教育講座 景品表示法および食品表示法の基礎知識 【対象】食品関係の事業を行う事業者 および 関心のある消費者	滋賀県消費生活センター 3階 研修室

申込方法：①氏名（ふりがな） ②事業者名または住所 ③電話番号 を記載し、メールまたは FAX
でお申し込みください。●メール shohi@pref.shiga.lg.jp ●FAX 077-528-4840
問合せ先：滋賀県県民活動生活課 消費生活係 TEL 077-528-3412

◆◇「困ったな」「変だな」と思ったら、
まず消費生活相談窓口へご相談ください◆◇
滋賀県消費生活センター 0749-23-0999
平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く
インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)



くらしのかわら版第 54 号（平成 31 年 2 月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町 4-1 TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務）

FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>

